



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社立花エレクトック
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 武 雄
(コード番号 8159 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 管理部門担当兼経営戦略室長 松 浦 良 典
電 話 (06) 6539-2718

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第93回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化することでコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の透明性を一層向上させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社へ移行のための所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入が義務付けられることとなります。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定の新設並びに不要となる規定の削除等、株主総会資料の電子提供制度導入のための所要の変更を行うものであります。なお、当該変更の効力に関する附則を新設し、同附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 : 2022年6月29日(予定)

(下線部分は変更箇所を示します)

| 現定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>第 5 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条～第 1 4 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条～第 1 4 条 (現行どおり)</p> |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のう</p> |

| 現定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を選定する</p> | <p><u>ち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>は、10名以内とする</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする</u></p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から</p> |

| 現定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(役付取締役並びに顧問及び相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p><u>ら</u>代表取締役3名以内を選定する</p> <p>(役付取締役並びに顧問及び相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対し発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める</p> | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする</u></p> |
| <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p><u>1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u></p> | |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u></p> | |
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u></p> | |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</u></p> | |
| <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる</u></p> | |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による</u></p> | |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</u></p> | |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> |
| | <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる</u></p> |

| 現定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 社外取締役、<u>社外監査役</u>の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第<u>35</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>第8章 買収防衛策</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第<u>29</u>条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する<u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</u></p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第<u>30</u>条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第<u>31</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による</u></p> <p>第6章 社外取締役、<u>社外の監査等委員である取締役</u>の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第<u>32</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、<u>社外の監査等委員である取締役</u>との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>第8章 買収防衛策</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> |

| 現定款 | 変更案 |
|-----|---|
| | <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任限定に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 93 回定時株主総会終結前の社外監査役</u> <u>(社外監査役であった者を含む) が任務を怠っ</u> <u>たことによる損害賠償責任を限定する契約に</u> <u>ついては、なお従前の例による</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置等)</u></p> <p><u>1. 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインタ</u> <u>ーネット開示とみなし提供) の削除および定款</u> <u>第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法</u> <u>の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号)</u> <u>附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の</u> <u>施行の日 (以下「施行日」という) から効力を</u> <u>生ずるものとする</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月</u> <u>以内の日を株主総会の日とする株主総会につ</u> <u>いては、定款第 15 条 (株主総会参考書類等の</u> <u>インターネット開示とみなし提供) はなお効力</u> <u>を有する</u></p> <p><u>3. 附則「2.」及び「3.」は、施行日から 6 か月</u> <u>を経過した日または前項の株主総会の日から</u> <u>3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ</u> <u>れを削除する</u></p> |

以 上